

京都精華大学研究倫理規程

2011年09月12日 制定

2017年03月27日 改定

2017年09月04日 改定

2021年03月29日 改定

(目的)

第1条 本規程は、京都精華大学（以下「本学」という。）において遂行する学術研究において求められる研究者の倫理的基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究の基本)

第2条 研究者は、本学において遂行する研究が社会の要請に応えるべき知的生産活動であることを自覚し、かつ自らの責任において研究に取り組まなければならない。

- 2 研究者は他からの圧力により研究成果の客観性をゆがめてはならない。
- 3 研究者は生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、国際的に定められた規範、規約、条約、国内法令、告示、本学諸規程等を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 本規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する者（大学院研究科の学生を含む。）をいう。

- 2 本規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為、決定をいい、それらに付随するすべての事項を含むものとする。
- 3 本規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見および経緯等を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努め、尊重しなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者の学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究協力者、研究支援者、研究上のデータ提供者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 6 研究者は、自己の研究計画について、わかりやすく明確に説明できるよう努めなければならない。
- 7 研究者は、研究遂行中において、研究進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経

過の報告ができるように努めなければならない。

(情報、データ等の収集)

第5条 研究者は科学的かつ一般的に妥当な方法ならびに手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(説明責任と提供者の同意)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的、収集方法、発表方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受けた場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

2 個人情報の保護に関しては、「学校法人京都精華大学における個人情報の保護に関する規程」に準じる。

(情報、データ等の利用および管理)

第8条 研究者は、研究のために収集し、または生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集し、または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保管しなければならない。但し、法令または他の定めがある場合はそれに従うものとする。

(材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等ならびに薬品・材料等を用いるときは、関係する取扱規程、要領等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物、使用済みの材料等について、責任をもって適切な最終処理を行わなければならない。

(研究成果発表)

第10条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得およびその他合理的理由が存するため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

(オーサーシップ(原著者の基準))

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切な原著者としての地位が認められる。

(不正行為の禁止)

第12条 研究者は、研究成果発表における不正な行為は、大学および研究者に対する社会

の信頼を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為をしてはならない。

(1) 捏造・改竄

(2) 剽窃・複製・二重投稿

(3) 業績の改竄

2 研究者は、研究成果の発表にあたり、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究発表における不適切な引用、不備のある引用、誇大な表現、客観性を欠く恣意的な表現は不正行為と見做されるおそれがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用と真摯な表現に努めなければならない。

(研究費の取扱基準)

第13条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることに留意し、研究費の適切な使用に努め、その付託に応えなくてはならない。

2 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令、当該研究費の使用規程および本学における研究費の執行に関する規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、証憑類を適切に管理・保管し、研究実績報告においては、研究遂行の真実を明確に記載しなければならない。

4 研究費執行における不正行為の防止に関することは、別にこれを定める。

(他者の業績評価)

第14条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績等の評価に関わるとき（以下「研究評価者」という。）は、被評価者に対して予断をもつことなく、評価規程、審査要項等に従い、誠意をもって評価しなければならない。

2 研究評価者は、他者の業績評価に関して知り得た情報を不正に利用してはならない。

3 研究評価者は、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

(本学の責務)

第15条 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じるものとする。

2 本学は、研究に関して、不当あるいは不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

(研究倫理委員会)

第15条の2 前条に規定する本学の責務を適切に執行するために、研究倫理委員会を置く。

2 研究倫理委員会の構成、運営等に関しては別に定める。

(事務)

第16条 本規程に関する事務は、学長室グループが行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、常務理事会において行う。

附 則

この規程は、2011年9月12日に制定し、同日から施行する。

2 2017年3月27日に改定し、2017年4月1日から施行する。

3 2017年9月4日に改定し、同日から施行する。

4 2021年3月29日に改定し、2021年4月1日から施行する。